

[illegible]

昭和十三年三月

有價證券引受業法案ト他ノ法規トノ對照

銀
行
局

1

有價證券引受業法案條文ノ配列ニ依ル

目次

第一條
第二條
第三條
第四條
第五條
第六條
第七條
第八條

一
一
一〇
八
七
五
三
二
一
頁

第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條
第十六條
第十七條
第十八條
第十九條
附則

一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二一
二二
二三
二六
三一

有價證券引受業法

第一條 本法ニ於テ有價證券引受業 トハ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス營業ヲ謂フ
前項ノ有價證券ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(擔保附社 債信託法) 第一條 本法ニ於テ信託會社ト稱スルハ擔保附社債ニ關スル信託事業ヲ營ム會社ヲ謂フ

(製鐵事業法) 第一條 本法ハ産業ノ發達及國防ノ整備ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

(自動車製造事業法) 第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲帝國ニ於ケル自動車製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 有價証券引受業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

(銀行法) 第二條 銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

(貯蓄銀行法) 第二條 貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第三條 有價證券引受業ハ資本金二百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ
之ヲ營ムコトヲ得ズ

(銀行法) 第三條 銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレ
バ之ヲ營ムコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ
本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ル
コトヲ得ズ

前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ
其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二
百萬圓未満ノモノハ指定ノ日より五年ヲ限り前項但書
ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得

(信託業法) 第二條 信託業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレ
バ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第四條 第二條ノ免許ヲ受ケタル者（以下證券引受會社ト稱ス）ハ有價證券引受業ニ附隨スル業務又ハ有價證券ノ賣買若ハ其ノ媒介ノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受クルトキハ之ノ限ニ在ラズ

（銀行法）第五條 銀行ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ミ又ハ保護預リ其ノ他ノ銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ムノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ

（有價證券割賦販賣業法）第五條 有價證券割賦販賣業者ハ左ノ場合ニ於テハ主

務大臣ノ認可ヲ得クベシ

一 他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキ

- 二 支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキ
- 三 商號資本金額又ハ營業所ヲ變更セムトスルトキ
- 四 事業方法書又ハ販賣契約約款ヲ變更セムトスルトキ
- 五 會社ニ在リテハ定款ヲ變更セムトスルトキ

第五條 證券引受會社ハ他ノ法律ノ制限ニ拘ラズ社債募集ノ委託ヲ受
ケ又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナキニ至リタル場合ノ事務承
繼者ト爲ルコトヲ得

第六條 證券引受會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 商號ヲ變更セントスルトキ

二 資本金ヲ變更セントスルトキ

三 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

(銀行法)第六條 銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ク

ベシ

一 商號ヲ變更セントスルトキ

二 資本金ヲ變更セントスルトキ

三 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置セントスル

トキ

八

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

五 支店以外ノ營業所ヲ支店ニ變更セントスルトキ

第七條 證券引受會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

(銀行法) 第十四條 銀行ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

(信託業法) 第十四條 信託會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

(無盡業法) 第二十一條 無盡會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

(有價證券割賦販賣業法) 第四條 有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 證券引受會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

(銀行法) 第八條 銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

(信託業法) 第十二條 信託會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

(無盡業法) 第十四條 無盡會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

(有價證券割
賦販賣業法)

第十四條 有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ハ資本又ハ出
資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシ
テ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

有價證券割賦販賣業法
第十四條 有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ハ資本又ハ出
資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシ
テ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第九條 證券引受會社ノ營業年度ハ六月ヨリ十一月迄及十二月ヨリ五月迄トス

(信託法施行細則) 第二十三條 信託會社ノ事業年度ハ毎年六月ヨリ十一月

迄及十二月ヨリ翌年五月迄トス

（信託法施行細則）
第二十三條
信託會社ノ事業年度ハ毎年六月ヨリ十一月迄及十二月ヨリ翌年五月迄トス

第十條 證券引受會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

(銀行法) 第十條 銀行ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

(無盡業法) 第十六條 無盡會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 證券引受會社ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ
貸借對照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スベシ

(無盡業法) 第十七條 無盡會社ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様
式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スベシ

第十二條 主務大臣ハ何時ニテモ證券引受會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

(銀行法) 第二十條 主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

(無盡業法) 第二十二條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ證券引受會社ノ
業務及財産ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得
(銀行法)第二十一條 主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ
銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ證券引受會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要
ト認ムルトキハ業務ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ
得

（銀行法）第二十二條 主務大臣ハ銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ
依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ停止又ハ財産ノ供託
ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 證券引受會社が法令 定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又

ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

(銀行法) 第二十三條 銀行が法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

(信託業法) 第十九條 信託會社が法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又

ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

(無盡業法) 第二十五條 無盡會社ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令

ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル該券引受會社ニ對シ
其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコト
ヲ得

(銀行法) 第二十四條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル銀行
ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業
ノ免許ヲ取消スコトヲ得

(無盡業法) 第二十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル無盡
會社ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ
營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十七條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ有價證券引受業ヲ營ミタル者
ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

(銀行法) 第三十三條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ銀行業ヲ營ミ
タル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

(信託業法) 第二十條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ信託業ヲ營ミタ
ル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

(貯蓄銀行法) 第十八條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ貯蓄銀行業ヲ營
ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役又ハ支配人ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ違反シ業務報告書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ業務報告書ヲ提出シタルトキ

二 第十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ公告ヲ爲シタルトキ

三 第十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿書類ヲ提出セザルトキ

四 第十三條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ
(銀行法)第三十四條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、

清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ
二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ陰蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

(無盡業法) 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人又ハ清算人ヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虚偽ノ公告
其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ
二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ陰蔽、不實ノ申
立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役又ハ支配人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第四條、第六條又ハ第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出又ハ第十一條ノ規定ニ依ル公告ヲ怠リタルトキ

三 本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ニ定ムル過料ニ之ヲ準用ス

(銀行法)第三十五條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、

代理店主（代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行ス
ル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者又ハ外國會社ノ代
表者、一清算人又ハ本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行
ノ本法施行地ニ於ケル代表者ヲ十圓以上千圓以下ノ過
料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限
ニ在ラズ

一 第五條乃至第八條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタ
ルトキ

二 第十七條ニ於テ準用スル貯蓄銀行法第九條ノ規定
ニ違反シタルトキ

三 本法ニ依リ銀行ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 本法ニ定メタル届出若ハ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不實ノ届出若ハ公告ヲ爲シタルトキ

五 第二十二條、第二十三條、第二十六條又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

六 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

(無盡業法) 第三十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監査役、支配人、

代理店主(代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表者)又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第六條、第八條、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第七條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ

三 無盡會社が第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ説明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

五 本法ニ依リ無盡會社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備附若ハ主務大臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

六 第二十四條、第二十五條、第二十八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

七 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ有價證券引受業ヲ營ム者又ハ其ノ營業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限り第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ營業ヲ爲スコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ

其ノ申請ニ對スル免許又ハ不免許ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ
本法施行ノ際迄一年以上引續キ有價證券引受業ヲ營ム者第二項ノ期間内ニ免許ヲ申請スルトキハ本法施行後二年ヲ限り第三條及第四條ノ規定ヲ適用セズ

(自動車製造事業法)

附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ営ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第三條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ営ムモノハ前二項ノ期間經過後ト雖モ第三

條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

(以下略)

(信託業法) 附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際迄一年以上引續キ信託業ヲ營ム者ニシテ本法施行後六月内ニ信託業ノ免許ヲ申請スルモノニハ本法

施行後五年ヲ限り第二條ノ規定ヲ適用セス但シ其ノ資本
金ハ二十五萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
本法施行ノ際現ニ信託業ヲ營ム者ニシテ本法ニ依リ免許
ヲ受ケタルモノハ本法施行前其ノ爲シタル契約ニシテ本
法ニ依リ信託會社ノ爲スコトヲ得サル業務ニ關スルモノ
ニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍之ヲ繼續スルコトヲ得

秘書課長

有價證券引受業法
有價證券業取締法
條文對照

(昭、一三三四)

銀行局調査課

銀行局調査課
有價證券引受業法
有價證券業取締法
條文對照
昭和十三年四月
銀行局調査課
有價證券引受業法
有價證券業取締法
條文對照
昭和十三年四月